

議 会 議 案 第 9 号

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）参加への慎重な対応を求める意見書
の提出について

地方自治法第99条の規定により、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）参加への慎重な対応を求める意見書を次のとおり提出する。

平成22年12月16日提出

新居浜市議会議員	藤	田	幸	正	
新居浜市議会議員	西	本		勉	
新居浜市議会議員	岩	本	和	強	
新居浜市議会議員	大	條	雅	久	
新居浜市議会議員	藤	原	雅	彦	
新居浜市議会議員	高	須	賀	順	子
新居浜市議会議員	山	本	健	十	郎

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）参加への慎重な対応を求める意見書

本市では、瀬戸内特有の温暖な気候を生かし、米、野菜を中心とした農産物を農業者のたゆまぬ努力により生産している。

こうした中、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することも記載された「包括的経済連携に関する基本方針」が11月9日に閣議決定されたところである。

我が国における他国との貿易を初めとした連携は、これまで関税における農産物等の

例外品目を設定することができる経済連携協定（E P A）のみであり、現在13の国や地域と締結または交渉を完了している。

一方、環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）は、これまでの経済連携協定（E P A）とは性質が異なり、原則すべての関税撤廃を目指すハイレベルな協定であるほか、非関税障壁の撤廃や人的な交流の緩和まで幅広い分野での自由化交渉であり、特に米国や豪州などの農産物輸出大国が参加表明していることから、農業、農村への影響は非常に大きいと予想され、農林水産省による国境措置撤廃による農産物生産等への影響試算では、国内の生産額は主要な品目だけで4兆1,000億円程度減少（平成20年農業生産額の48%に相当）し、食料自給率は14%程度まで落ち込むとされている。

加えて、その影響は、農業と密接に結びついている食品加工や流通、販売、観光など関連する広範囲な産業にも波及していくことが予想され、現在も厳しい状況にある本市経済を一層冷え込ませることも懸念される。

政府におかれては、日本農業の強化策を講じるため「食と農林漁業の再生推進本部」を設置され、その第1回会合が11月30日に開催されたところであるが、現下の我が国農業の情勢は、高齢化等により、極めて厳しいものがあり、環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）への対応いかんでは、国内農業の疲弊と農村社会の崩壊を招き、将来に大きな禍根を残すことにつながるものと大変危惧するところである。

よって、国におかれては、環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）に関しては、次の事項を踏まえたより慎重な対応を行うよう強く要望する。

- 1 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）への対応については、国内の農業、農村に甚大な被害をもたらすのみならず、我が国の食料安全保障のあり方にも影響が及ぶ極めて重要な事柄であることから、今後の検討に際しては、国民に対し十分な説明責任を果たすとともに、国民からの意見聴取や国会での審議等を通じ国民の合意が得られるよう慎重を期すこと。
- 2 国際貿易交渉に当たっては、食料の安定供給の確保、農業の持続的発展、農村の振興等に十分配慮するとともに、「多様な農業の共存」という基本理念を堅持し、「守るべきものは守る」というこれまでの政府の姿を貫徹すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 16 日

新居浜市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣 宛

農林水産大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

国家戦略担当

提案理由

口頭説明